


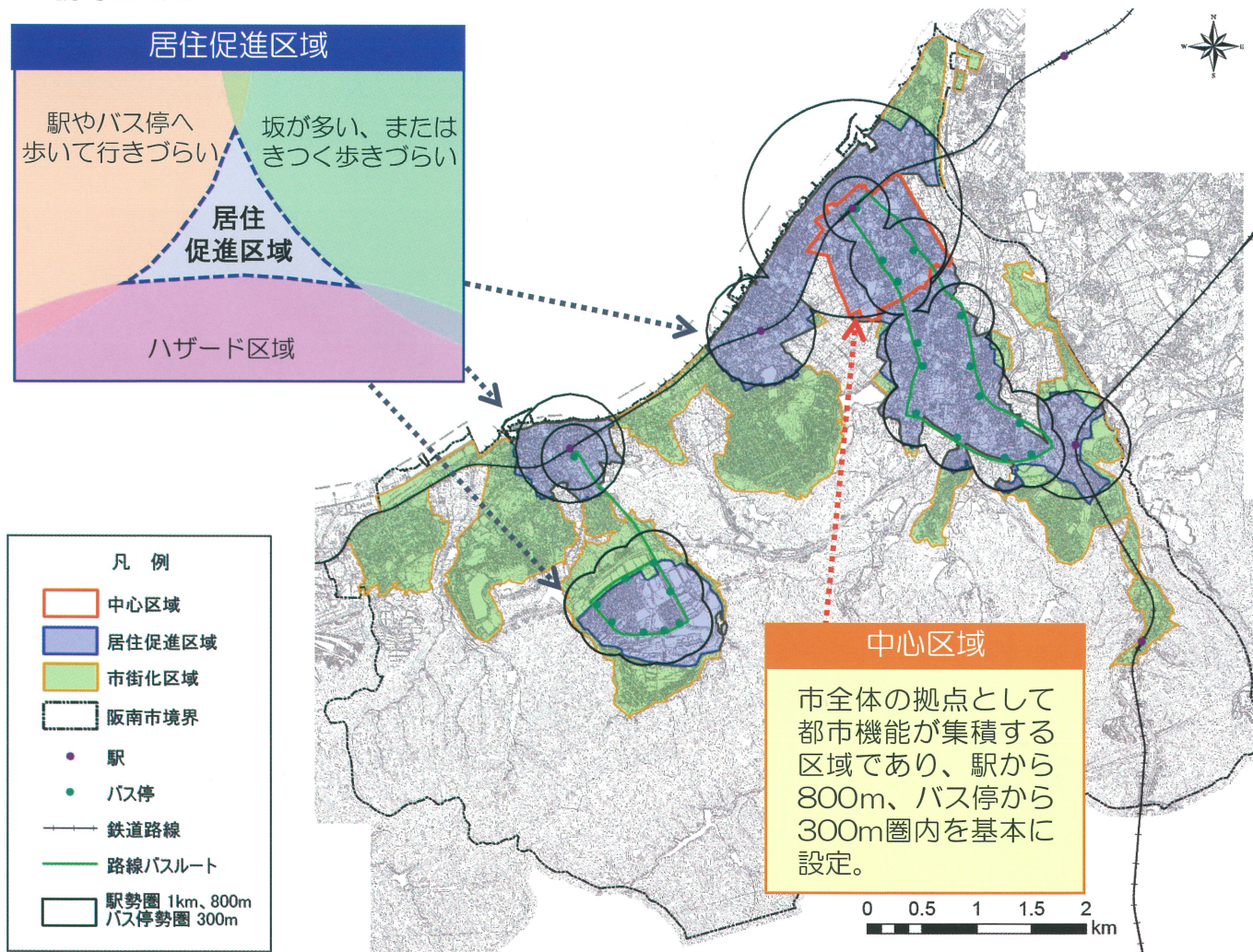


## 6. 誘導区域の設定

立地適正化に向けての基本的な方向性に基づき、本計画では、尾崎駅を中心としたまちなかのエリアを「中心区域（都市再生特別措置法上の都市機能誘導区域）」に、公共交通を軸として、公共交通を利用し、歩いて暮らせる範囲のエリアを「居住促進区域（都市再生特別措置法上の居住誘導区域）」として設定します。なお、上記以外の区域は「一般居住区域」として、郊外の特性を活かした特色ある魅力的な地域環境を形成します。

区域	イメージ
<p>○都市を支える機能が充実した「中心区域」（都市機能誘導区域）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世代や高齢者が交流するなど、賑わいの創出や本市での快適な生活を支える拠点を形成します。</li> </ul>	<p>多くの人が歩いていて活気があるね！</p>  <p>いろんな人と交流ができて楽しいね！</p>
<p>○歩いて暮らせる「居住促進区域」（居住誘導区域）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通の利便性を確保し、幅広い市民が安全・快適に暮らすことができる環境をめざします。</li> </ul>	<p>公共交通で通勤も簡単！</p>  <p>地域のつながりがあって安心して子育てできるね！</p>
<p>○「一般居住区域」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の区域についても、ゆとりある住まい、自然と触れ合える生活等、郊外の特性を活かした特色ある魅力的な地域環境を形成します。</li> </ul>	<p>これまで通り車を使って自由に暮らせるね！</p>  <p>地域の支え合いで移動できるね！</p>

### ■ 誘導区域図



## 7. 誘導施設の設定

本市では、人口減少や少子高齢化の進展を踏まえ、本計画の主なターゲットを「子育て世代」と「高齢者層」に設定し、両世代が交流し、支え合い、ともに暮らせるまちづくりを検討していきます。その中でも、総合計画の理念である「協働・共助」、「子育て世代」と「高齢者層」が交流し、ともに暮らせる機能が重要と考えます。

分野	誘導施設	方針	
商業	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買物ができる施設	大規模小売店舗	・既に一定整備されており、今後施設を適切に維持する
医療	総合的な医療サービスが受けられる施設	病院	・既に一定整備されており、今後施設を適切に維持する
教育・文化	一般の教育・文化活動を支える拠点となる施設	図書館	・既に整備されており、今後施設を適切に維持する
		劇場その他これに類するもの	・既に整備されており、今後施設を適切に維持する
行政	主要な行政施設	市役所等	・市域全域を施設利用の対象とする等、中枢的な機能を有する施設は必要に応じて誘導する
交流・健康増進	多世代交流の機能またはポテンシャルを有する施設（総合型の施設） 住民の健康増進を図る施設（スポーツ施設、総合型の施設）	総合型の施設	・少子高齢化等の問題を踏まえ、機能の強化、施設の刷新、誘導を図る

## 8. 目標値（2040年）の設定

本計画では、将来像の実現に向けた進捗管理を行うため、人口減少社会においても現況値を目標値とします。

都市機能誘導に対応する目標値

中心拠点周辺の歩行者数

居住促進に対応する目標値

居住促進区域内の人口密度

公共交通ネットワーク確保に対応する目標値

公共交通の機関分担率

## 9. 届出が必要な行為

本市へ届出が必要となる建築や開発行為は以下のとおりです。

- 中心区域（都市機能誘導区）外で建築や開発行為をする誘導施設
- 居住促進区域（居住誘導区域）外で3戸以上の住宅建築の開発行為
- 居住促進区域（居住誘導区域）外で1戸または2戸の住宅建築で1,000㎡以上のもの
- 中心区域（都市機能誘導区域）内で休止または廃止する誘導施設